

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成29年3月13日(月曜日)		開 議 閉 議	午後1時15分 午後2時52分
出席委員	◎竹田 ○奥野 三上 田中 山本 小松 福井			
執行機関 出席者	藤村市長公室長、片山人事課長、 木村企画管理部長、田中企画調整課長、小塩企画調整課副課長、 大西総務部長、石田総務課長、林税務課長、谷税務課担当課長、竹村総務課副課長、 玉記会計管理室長、小栗財産管理課長、井上会計課長、山口財産管理課管財係長、 門下会計課出納係長			
事務局	門事務局長、山内事務局次長			
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

1 3 : 1 5

1 開議

2 事務局日程説明

1 3 : 2 0

3 議案審査

(市長公室 入室)

1 3 : 2 0～

【市長公室】

(1) 第43号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

《質疑》

＜山本委員＞

養子縁組里親とは、要保護児童を養育するということであると思うが、その中には、養子縁組を前提とするが、実の親が認めないことにより養子縁組できずに養育するケースも含まれていると考えてよいのか。

＜人事課長＞

現在の児童福祉法の規定では、養子縁組によって両親となることを希望する者と記載されており、それが今回の養子縁組里親ということとされている。

＜山本委員＞

その養子縁組里親の中に、諸事情によって養子縁組ができないが、養育するようなケースも含まれているのか。

<竹田委員長>

ただ今の質疑は、養子縁組里親の定義ということでよいか。

<山本委員>

そのとおりである。

<人事課長>

養子縁組を前提として、それを希望している者に監護されている子どもが、育児休業の対象となると認識している。

<山本委員>

養子縁組ができなくてもそれを希望されている方は適用されるのか。

<人事課長>

養子縁組を希望されている者で、今現に養子縁組をされていないが、現在、手続き中の方も対象になると理解している。

<福井委員>

逆説的に言えば、子どもを現実的に育てておられる人であっても、その方が養子縁組を希望されない場合は、適用されないということになるのか。

<人事課長>

今言ってもらっているのは養育里親の方に含まれるのではないと思うが、この場合も里親のくくりの中に含まれているので、その児童を養育する職員については、里親というくくりの中で対象となる。

<竹田委員長>

要は、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改めるといふ、文言の整理ということで理解してよいか。

<人事課長>

そのとおりである。

<市長公室長>

先程の質疑に対して明確にお答えすることができなかったが、もう一度よく調べて事務局を通じて、改めてお答えさせていただきたいので、よろしくお願い。

(質疑終了)

13:30

(市長公室 退室)

(企画管理部 入室)

13:32～

【企画管理部】

(1) 第52号議案 辺地総合整備計画の策定について

企画管理部長 あいさつ

企画調整課長 説明

《質疑》

<福井委員>

辺地対策事業債について、交付税措置等の内容を説明願う。

<企画調整課長>

辺地対策事業債については、起債の充当率が100%で、後年度に元利償還金の

８０％が交付税措置されるものである。

<田中委員>

市道南掛湯谷線の平成２９・３０年度の工事延長は。

<企画調整課長>

市道南掛湯谷線の工事は、３カ年計画で行うが、平成２９年度は用地測量補償設計、平成３０年度は用地買収・補償、平成３１年度は工事を、それぞれ行うこととなる。

このため、工事延長については平成３１年度に１００ｍと記載させてもらっている。
(質疑終了)

１３：３８

(企画管理部 退室)

(総務部 入室)

１３：４０～

【総務部】

(１) 第４４号議案 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務部長 あいさつ

総務課長 説明

《質疑》

<福井委員>

所要の規定整備ということだが、具体的な内容を説明願う。

<総務課長>

条例一部改正資料の新旧対照表のとおり、文言を付け加えたり、法の適用条項の変更を行うものである。

<福井委員>

一言で言えば、今回の条例改正を行う理由は。

<総務課長>

法律の改正に伴い、引用条文の規定整備を行うものである。

(質疑終了)

(２) 第４５号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課担当課長 説明

《質疑》

<福井委員>

亀岡市税条例等の一部を改正する案要綱の「１」の「(３)」のところで、住宅ローン減税措置の適用期限については、平成３３年１２月３１日まで延長するということがよいか。

＜税務課担当課長＞
そのとおりである。
(質疑終了)

13 : 48

(総務部 退室)

(会計管理室 入室)

13 : 50～

【会計管理室】

(1) 第 9号議案 平成29年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算

(2) 第13号議案 ～ 第42号議案

平成29年度亀岡市亀岡財産区特別会計予算

他29財産区特別会計予算

会計管理室長 あいさつ
財産管理課長 説明

《質疑》

＜田中委員＞

国分財産区特別会計の雑入の内容を説明願う。

＜財産管理課長＞

森林組合からの造林補助金である。

＜福井委員＞

曾我部山林事業では、他の財産区と同様に、委員長・副委員長等は選挙によって決められているのか。

＜財産管理課長＞

亀岡財産区については、選挙で委員が選ばれているが、その他の財産区については、地元で選出された委員について議会の同意を得るという形になっており、曾我部山林事業についても同様の形となっている。

(質疑終了)

(3) 第51号議案 亀岡市証紙条例を廃止する条例の制定について

会計課長 説明

《質疑》

＜福井委員＞

証紙が使われなくなってどれくらいの期間となるか。

＜会計課長＞

記録では、昭和62年が最後となっている。

(質疑終了)

14 : 12

(会計管理室 退室)

＜竹田委員長＞

ここで、先程の「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」に関わって、養子縁組里親についての補足説明を事務局より受けることとする。

＜議会事務局長＞

育児休業の対象となる人と子の関係について、市長公室から確認した内容を説明させていただきます。

制度としては、育児休業の対象の子の範囲には、里親として預けている子は対象とはならない。また、これまで里親として預かっている子は対象とならないこととされていたが、今回の改正の中で対象となる子の整理がされたものである。

対象となる子については、職員の実子と養子、そして特別養子縁組を請求した者が監護する児童も対象となる。

また、養子縁組里親に委託される児童も対象となる。

(休 憩)

14 : 15 ～ 14 : 30

4 討論～採決

(委員間討議なし)

＜討論＞

＜田中委員＞

第44号議案については、いわゆる番号法に関わる所要の規定整備であることから反対である。

第45号議案については、消費税の引上げを前提としていることや、軽自動車税に関しても、多くの国民が使っているものの税の引上げとなるので反対である。

＜福井委員＞

全体を通して、賛成の立場で討論する。

財産区の関係は除いて、国の法律改正に基づく変更が主な内容であるので、条例等を整備するという意味で何らおかしいものではないので、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

＜採決＞

＜竹田委員長＞

賛成者は挙手願う。

第 9 号議案（曾我部山林事業会計予算）

挙手全員

可決

第13号議案～第42号議案

（亀岡財産区ほか29財産区特別会計予算）

挙手全員

可決

第43号議案（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第44号議案（亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

挙手全員 可決

挙手多数 可決
（反対：田中委員、三上委員）

第45号議案（亀岡市税条例等の一部改正）

挙手多数 可決
（反対：田中委員、三上委員）

第51号議案（亀岡市証紙条例の廃止）

挙手全員 可決

第52号議案（辺地総合整備計画の策定）

挙手全員 可決

《指摘要望事項》

なし

＜田中委員＞

条例説明は、端的にわかりやすく願う。（要望）

14：38

5 陳情・要望について

（1）平成29年度「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書

聞き置く程度とする。

14：40

6 その他

（1）議会だよりの掲載事項について

「補正予算関係」、「辺地総合整備計画」とする。

（2）わがまちトークでの意見対応について

別紙のとおり

（3）他都市先進地行政視察について

＜調査事項＞

- ・ バランスシート探検隊事業（千葉県習志野市）
- ・ 古民家の利活用等

上記の調査事項を中心に、正副委員長に一任

＜日程＞

ゴールデンウィーク明けで、他の常任委員会の日程と重ならないように調整

（4）月例開催について

案件は、他都市先進地行政視察の事前調査など

日程は、次回に協議

（5）次回の日程について

3月27日（月）午前
委員長報告の確認ほか

散会 ～14：52